



# やまゆり

学校だより

令和5年4月11日号  
学校長 杉本 賢二

校 訓 「和の心」

学校教育目標 「社会に貢献しながら、自立する生徒の育成」 — 気づき・考え・実行する —

「学校経営方針」についてご理解とご協力をお願いします

新学習指導要領の実施3年目となり、先行き不透明な時代を一人一人の生徒が「生きる力」を育むために、基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む態度を育成します。また、心豊かで健やかな体をもつ資質・能力を育成し、他者と協働し社会に貢献しながら自立する生徒の育成に努めます。

本校は今年度も「先進的教育活動」モデル事業の協力校です。

「事業の目的」

○少人数教育を推進している山梨県の先進的な教育を、地域や保護者と協働しながら実現を目指す事業。

新学習指導要領

より良い学校教育を通じて、より良い地域社会を創るために、子供たちの資質・能力を保護者や地域と協働して育成する。

## 1 校訓 「和の心」

※ 人間関係の質は、教育活動の質に直結します。お陰様・お互い様の考えを持ち、目の前の28名の生徒のためにより良い教育実践を目指します。

## 2 学校教育目標

「社会に貢献しながら、自立する生徒の育成」

— 気づき、考え、実行する — ※JRC青少年赤十字に加盟

### 3 学校経営の指導重点

(1) 「居心地がよく、やる気のある学級集団づくり」を推進します。

学級の「班」の活動・教科の「言語活動」を通して、学級の安定と一人一人の主体性や集団の活性化を向上します。学級集団のルールの定着と人間関係の質の向上により「いじめ・不登校・学力向上・自己肯定感・学校の信用・信頼」等の教育課題を改善します。

(2) 「確かな学力の育成」を推進します。

学力に一番影響力があるのは、学びの意欲や主体性とされています。今日の学びが将来につながる学びになるようにキャリア教育を生かした学習指導をします。また、育成すべき力を生徒と共有し、生徒にとって興味や関心の高い「単元」や「学習課題」等によって、3観点の学力を育成します。

(3) 「健やかな身体の育成」を推進します。

「危険を予測し、自ら回避する能力の育成」を通して、健やかな心身の育成をします。また、年3回のWEBQU(標準化された質問紙検査)やきずなの日の相談・日常の観察等を通して悩みや不安への積極的な対応をします。

(4) 「豊かな心の育成」を推進します。

「思いやりの心を持ち、より良く生きる生徒の育成」を目指します。道徳教育を学校教育の中心にしながら、全ての教育活動を通して豊かな心の育成をします。重点項目は、「思いやり」、「より良く生きる喜び」、「ふるさとを愛する心」です。学校の教育活動全体を通して、豊かな心を育みます。

(5) 「生徒の良さを伸ばし、課題を解決するための連携」を推進します。

教職員・保護者・小学校・教育委員会等の関係機関と連携し、上記(1)～(4)を実現するために連携します。今年はコミュニティ・スクールの準備をします。地域や保護者の方々には学校教育への協力の志は高く、協力の負担は減らし、大勢に関わって頂きながらより良い連携を創造したいと思います。

### 4 目指す教職員像

(1) 生徒の思いと実力に寄り添い、ともに成長する教職員 (人間性)

(2) 確かな専門性を身につけるために、協働して学び続ける教職員 (専門性)

(3) 心身共に健康である教職員 (働き方改革・同僚を大切にする和の心)

### 5 生徒の活動の4つの目標

(1) 満足感や達成感を得られる「自己承認」

(2) 努力や貢献を認められる「他者承認」

(3) 嫌なことがない。

(4) 孤立・孤独にさせない。

学校教育指導重点 「やる気があり、居心地の良いクラス」・「豊かな心の育成」

## 「いじめ防止」へのご理解とご協力をお願い

誰もが安心して学べる環境づくりのために、ご理解とご協力をお願い致します。

いじめの問題は、命に関わる人権問題でもあります。小規模校でのいじめの案件は、誰にとっても辛いものです。だからこそ、予防して防がなければならないのです。いじめの問題は、学校だけの問題ではありません。地域の問題であり、ご家庭の問題でもあります。ご理解とご協力をお願い致します。

### 文部科学省の見解

○ 「いじめ」については、業務の最優先で法に沿って組織で指導する

○ 「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」



① 文部科学省の小中学生への6年間の追跡調査結果

「仲間はずれや無視、陰口」 → 1) された経験がある 90%

「仲間はずれや無視、陰口」 → 2) した経験がある 90%

② いじめ防止対策推進法（H25年）の「いじめの定義」

○この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、客観的な事実関係等がなくても、「被害者の主観」で成立します。つまり、「いじめは悪」という考え方では対応出来なくなったということです。

また、「重大事態」も被害者や保護者が学校や教育員会に訴えると、事実関係に関係なく「第三者委員会」で調査を始めなければなりません。

さらに、「悪質な19項目の内容」については、「学校は必ず警察と相談しながら指導するように通達を受けています。

学校教育重点目標 居心地が良く、やる気のある学級集団づくり

不安や悩み、困ったことは相談してください

入学式の校長の式辞より

中学校では楽しい事ばかりではなく、学習・友達・進路のことなどで悩み、一人では解決できないこともあるはず。そういう時には必ず家族や友人、先生などに相談し、助けを求めて下さい。



悩みや不安は、小さなうちに身近な人に相談しましょう。今後、4月12日より教育相談がありますので活用して下さい。また、スクールカウンセラーの村松康太郎先生の相談も受けられます。村松先生との相談は、学年職員や養護の宮本先生に相談して下さい。

外部機関の相談も受けられます

- ① いじめ・不登校ホットライン(総合教育センター)  
055-263-3711  
FAX 055-262-5904
- ② 24時間子どもSOSダイヤル  
0120-0-78310
- ③ 都留児童相談所  
0554-45-7835 月～金 8:30～17:15
- ④ ヤングテレフォン  
055-235-4444 月～金 8:30～17:00
- ⑤ 心の発達総合支援センター  
055-254-8631 月～金 8:30～17:15
- ⑥ 山梨いのちの電話  
055-221-4343 火～土16:00～22:00